

富里市

第42号 令和4年1月

発行 富里市農業委員会

農業委員会だより

〒286-0292 千葉県富里市七栄652番地1 TEL 0476(93)6494(直通)

富里市ホームページ <http://www.city.tomisato.lg.jp>



「おいしい」と言ってくれるお客さんが1人でも増えてくれたら

十倉（三区）の小林俊之さんをご紹介します。

小林さんは、ご両親と4人の研修生で、スイカ420アール（ハウス130アール、露地290アール）、スイカの後作として、抑制トマト100アール、秋冬人参350アールを作付けしています。

現在、44歳の小林さんは、大学卒業後、サラリーマンをしていましたが、28歳の時に就農。長男であることや、同年代の人が周りに多かったことも大きかったそうですが、お祖父さんが亡くなったことが就農の一番の転機になったと話してくれました。

「やるからには、良い物を作りたい。色々な情報が手に入る中で、良し悪しを決めて、常に何かをやって試してみる。」と前向きにチャレンジする小林さんは、「この人から買いたいと思ってもらえるような物を作っていきたい。」と野菜作りに情熱を注がれています。

また、「間違いのないものを提供できるように常に気を配っているけど、中身は見られないし、売って終わりではないから、万一の時のアフターフォローも大切。」と、お客さん一人ひとりに、丁寧に対応することにも心がけているそうです。

「まだまだ未熟者だけど、謙虚さと探求心は持ち続けて、自分が作った物を、おいしいと言ってくれるお客さんが1人でも増えてくれたら。それが一番の願い。」と話す小林さんは、日々農業に真摯に取り組まれています。



新春のごあいさつ



富里市農業委員会
会長 藤崎 芳久

あけましておめでとうございます。

日頃より、当委員会活動に対し、ご理解と、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、農業従事者の高齢化が叫ばれて久しいですが、後継者不足、耕作放棄地の増加、生産意欲の低下を招く鳥獣被害、頻発する大規模な自然災害、食糧生産基盤の脆弱化、これらに加えて昨今のコロナ渦における農産物の消費動向の変化など、営農をしていくには非常に厳しい状況にあります。

しかし、このような状況下でも頼れる制度もあります。野菜価格安定制度と収入保険です。野菜価格安定制度は、価格下落時に補給金を交付するもので、収

入保険は、農業経営全体を対象に、自然災害による収量減や価格下落など収入減少を広く補償するものです。これらの制度等が農業経営の安定につながればよいと思います。

さて、日本農業新聞が行った千人意識調査（令和3年4月日本農業新聞）によると、我が国のカロリーベースの食糧自給率は38%（令和元年度）で、77・3%の人が食糧自給率をもっと上げるべきだとしています。

調査の中で、専業主婦（夫）と既婚で仕事をしている女性の回答を見ると、農畜産物や野菜などを買う際の意識は、双方とも「新鮮さ」、「価格の安さ」を優先する傾向である一方で、専業主婦（夫）は「国産」を、働く既婚女性は「おいしさ」で選択する割合が高いことが確認できました。

また、どんな価格水準なら国産農畜産物やそれを使った食品を応援購入したいかについては、「今の価格水準でも」が43・7%、「やや上がっても買う」が27%、「大きく上がっても買う」が2・5%でした。この価格で応援

する理由としては、「世界人口に對して食糧がいくら足りなくなると」、「食糧争奪になったら輸入に頼れなくなる」というもの。また、「今の価格水準でも」を選んだ人は、「国民の所得が上がらなければ高額な国産食材は買にくい」と指摘しています。厳しい営農環境の中で、このような消費者の声も聴きながら、我々農家は努力していかねばならないと思います。

農業委員8名は、農地利用最適化推進委員12名と連携して、人・農地プランの実質化に向け、地域での話し合い、現在の農地の利用状況、将来の規模拡大、または縮小をとりまとめ、努力をしていきたいと思っています。地域をいかに維持し、次の世代に継承していくのか、先行きが心配されます。

農業委員会の重要性和役割、責任が重要になってきていると考えますので、皆様のより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。新年のごあいさつとさせていただきます。

委員活動報告

農作業安全研修に参加して



農業委員
塩澤 英一

令和3年8月5日、農業委員と農地利用最適化推進委員10名が参加して、農作業安全研修会が富里市役所会議室で開催されました。この研修会は、千葉県農業者総合支援センターとJA全農ちばの協力のもと、農家でもある各委員に農作業時の事故防止に役立ててもらうことを目的に開催されたものです。

安全研修は、VR（ヴァーチャルリアリティ）ゴーグルを付けて農作業事故を疑似体験することにより、紙の資料による講習会よりも実体験に近い感覚を得ながら、理解を深められました。

以前から、農業における10万人当たりの死亡事故は他産業よりも多いことは知っていましたが、

平成29年の国の調査では、全産業の平均が1.5人に対して農業は16.7人と10倍以上で、なおかつ年々増加しているとのことでした。

乗用トラクターの場合は、走行中の転倒事故のほか、乗り降りの際に負傷する場合も多いそうです。歩行型農機の場合は、後進時に多く発生しており、搬送車への積み降ろしの時も危険があるそうです。草払機による事故も多く、フェイスガードや安全靴を装着することにより安全に作業でき、作業前の環境確認も大切とのことでした。

私の経験ですが、雪が降った後の除雪作業中に、小さな穴に足から落ちそうになり、辛うじて尻もちをついたのですが、痛みが引かないので医師に診てもらったら腰椎の圧迫骨折と言われたことがあります。この時、危険な作業を行っている認識はありませんでした。

友人が大怪我をして長期の入院をした時は、用事を終えて帰宅してから作業場のことが気にかかり、暗い中見回りをしてい

てつまずいて転びました。不幸にも、顔を固いものの角に強くぶつけたのですが、誰も近くにおらず発見も遅れたようでした。私の場合も友人の時も、目の前に危険が迫っていると思っていませんでした。安全研修後に、身近に起きたことを振り返りました。



VRゴーグル（写真上）を着けて
農作業事故を疑似体験



農地利用最適化
推進委員
吉田 隆

農業者年金研修会に参加して

令和3年10月6日、富里市役所会議室において、令和3年

度農業者年金研修会が開催されました。緊急事態宣言が解除されたとはいえ、コロナ感染症の予防対策には色々配慮が必要となっていました。研修会には、農業委員、農地利用最適化推進委員18名が参加しました。

今回は、講師に千葉県農業会議の積田氏を招き、農業者年金制度と加入推進活動についての研修を受けました。内容は、次の6つがポイントでした。

① 農業者なら広く加入できる。国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方なら加入でき、脱退も自由にできる。

② 積立方式、確定拠出型になっている。

③ 月額2万円から6万7千円までの間（千円単位）で、保険料の額が自由に決められる。

④ 終身年金で、80歳前で死亡しても80歳までに受け取れる予定の年金が補償される（死亡一時金として遺族に支給）。

⑤ 税制面の優遇措置として、その年に支払った農業者年金保険料の全額が「社会保険料控除」

の対象となる。

⑥ 一定の要件を満たせば保険料の国庫補助がある。

このほか、加入推進の戸別訪問時の説明のポイント、令和4年から改正される農業者年金制度についても触れられました。

研修を通して、農業者年金の税制面の優遇措置について再認識すると同時に、推進委員として一人でも多くの農業者の方へ制度を周知していかねばならないと思いました。



研修の成果は委員の加入推進活動にいかされます

農地の荒廃化の防止や解消を目的に

現地調査と利用意向調査を実施



雑草が繁茂してしまった農地

農業委員会では、農地の利用状況を調査するため、毎年7月から9月にかけて市街化区域を除く市内全域の農地を見て回っています。

この調査は、農地の荒廃化の防止や解消を目的に実施しています。調査の際はやむを得ず農地に立ち入ることもあります。ご理解とご協力をお願いします。



利用意向調査書・意向回答書

この利用状況の調査で不耕作と判断した農地について、その所有者等に対し今後の利用意向を確認するための調査書を送付しています。この利用意向調査では、中間管理事業を利用した貸付けを行う意向があるか、または自分で耕作する意向があるかなどをお伺いしています。

なお、意向の表明がない場合、または回答した意向のとおりに対応されない場合は、農業委員会が農地中間管理機構と協議す

べきことを所有者等に勧告することになっています。この勧告を行った場合、当該農地の固定資産税の課税が強化される可能性がありますのでご注意ください。

日頃から農地の適正管理に努めましょう

農地所有者の皆さんには、農地を遊休農地(※)にしないように日頃から適正な管理をお願いします。

農地は、一度耕作をやめて数年放置してしまうと、原形が分からないほどに荒れてしまいます。

農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫、鳥獣等の温床となるだけでなく、ごみの不法投棄、火災発生の原因になるなど、生活環境への悪影響も考えられますので、適正な管理をお願いします。

※遊休農地とは

○1年以上にわたって耕作されず、今後も耕作されないと見込まれる農地。

○周辺の農地と比べて低利用となっている農地。

農地を貸したい方は
ご相談ください

農地を必要とする方に貸し付ける農地(市街化区域以外)を探しています。貸し付けたい農地がある場合は、お問い合わせください。出し手と受け手の間に立つて、(公社)千葉県園芸協会が農地の貸し借りをを行います。

●農地の貸借に関することは、市農政課(電話93-4944)制度に関することは、(公社)千葉県園芸協会農地部

電話043-223-3011
までお問い合わせください。

※(公社)千葉県園芸協会は、千葉県から農地中間管理機構に指定されています。

全国農業新聞

農業の最新情報満載

全国農業新聞を購読してみませんか

・発行日 毎週金曜日

・購読料 月額700円(送料・税込)

お申し込みは農業委員会事務局まで

こんな時は農業委員会へ相談を

「自分の農地だから、許可や届出などしなくても自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのではないか」と思っていませんか。農地を売る、貸す、転用する場合は、農地法に基づく許可（市街化区域の場合は届出）が必要となります。

農地を売買、
貸借をする場合

3条申請

自分名義の土地
を転用する場合

4条申請

他人名義の土地を
買ったり、借りて
転用する場合

5条申請

- ◆農地を耕作目的で、売買したり貸し借りする場合は、農業委員会の許可が必要です。
- ◆資産保有や投資目的による売買、農地を取得する適格者（耕作面積が申請地を含めて50a以上）でない場合は、許可されません。

- 農地の無断転用をなくしましょう
- 大切な農地は自分で守りましょう
- 農地を埋立てするには事前の許可または届出が必要です

- ◆農地の転用とは、農地を住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林など、農地以外のものに用途を変更することです。このような場合は、農業委員会を経由して、県知事の許可が必要です。
- ◆転用申請では、次のような審査を行います。
 - ①転用の目的は適正か。
 - ②転用の面積は適当か。（必要最小限か）
 - ③水利など必要な同意はあるか。
 - ④付近の農業に与える影響はどうか。
 - ⑤転用の目的は確実に実現できるかどうか。
 - ⑥該当地や他の所有地に違反転用はないか。
 - ⑦他の法令関係で手続きが必要な場合、その手続きがなされているかどうか。

相続等により農地を取得した場合も届出を

相続等により農地を取得した場合は、その農地のある市町村農業委員会への届出が必要です。

これは、相続等による農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めるためのものです。届出の様式は、農業委員会窓口のほか、市ホームページからもダウンロードできます。

例えば・・・農地を相続した方が地元を離れていて、自分では耕作や手入れができない場合、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農業委員会では 農地基本台帳を管理しています

農地基本台帳は、所有農地及び小作地等を把握し、各種証明書の発行など農業委員会業務全般の基礎となるものです。

農地法等の許可を得た農地の移動や貸借については、農業委員会では台帳の整理を行います。土地の分筆や世帯の変更などがあった場合には、ご本人からの申告をお願いします。

特に、認定農業者等の方については、経営規模面積等を正確に把握する必要がありますので、ご協力をお願いします。

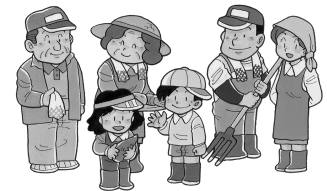
老後の備えは国民年金プラス 農業者年金で安心!

農業者年金は

- ① 年間60日以上農業に従事する
- ② 国民年金の第1号被保険者で
- ③ 20歳以上60歳未満の方なら
どなたでも加入できます

【農業者年金の主な特徴】

- 少子高齢化に強い、積立方式・確定拠出型の年金です。
- 保険料は自由に決められ、いつでも変更できます。
(月額2万～6万7千円)
- 終身年金で、80歳前に亡くなっても死亡一時金があります。
- 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象になり、住民税・所得税が節税になります。
- 認定農業者など一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助があります



令和4年から農業者年金制度が改正されます

※平成14年1月から始まった新たな年金事業(新制度)のみが対象です。

令和4年1月から
35歳未満で要件を満たす方は、
保険料の納付下限額が2万円から
1万円に引き下げられます

※保険料引き下げ(保険料1万円以上)の対象

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①または②の者と家族経営協

定を締結し経営に参画している配偶者または直系卑属

- ④ 認定農業者または青色申告者

- ⑤ ①または②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

令和4年4月から

農業者年金の受給開始時期の
選択肢が広がります

※昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象

- 農業者老齢年金については、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択(裁定請求)することができるようになります。(裁定請求せずに75歳に達した場合は、75歳から年金を受給することになります。)

- 特例付加年金については、受給要件を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択(裁定請求)することができるようになります。なお、農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の上限はありません。

令和4年5月から

農業者年金の加入可能年齢の
上限が引き上げられます

- 農業者年金に加入できる年金の上限が、20歳以上60歳未満から、20歳以上65歳未満まで引き上げられます。(ただし、国民年金の任意加入者であって農業に従事(年間60日以上)している方に限ります。)

※詳しい内容や加入の申し込みは
農業委員会事務局

(☎9316494)

JA富里市

(☎9312111)

◆◆編集後記◆◆

農業者年金制度の一部が改正されました。この機会に、老後の備えとして、農業者年金の加入について検討してみませんか。

農業委員会では、少しでも農家の皆さんのお力になれるよう、各委員が連携して活動してまいりますので、本年もよろしく願います。